特定非営利活動法人　子ども未来研究所

定款

（名称）
第１条　本会は、特定非営利活動法人子ども未来研究所と称する。

（事務所）
第2条　本会は、事務所を東京都渋谷区に置く。

（目的）
第３条　本会は、学級崩壊、不登校、いじめ、家庭内暴力等の問題の解決に向けて、芸術療法や、体験学習を通して、子どもだけでなく、その保護者の教育と、心の健全育成を図り、豊かな人間性を育てることで、社会全体の利益に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　本会は、本会の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
（１）社会教育の推進を図る活動
（２）文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
（３）人権の擁護または平和の推進を図る活動
（４）子どもの健全育成を図る活動

（特定非営利活動に係わる事業の種類）
第5条　本会は、前条の活動に係わる次の事業を行う。
（１）親子のセラピー教室を開催する事業
（２）子どものための野外体験学習を開催する事業
（３）親子関係の悩み事相談をインターネット上または電話で開設する事業
（４）芸術療法による能力開発とその作品発表に係わる事業

（会員の種別）
第6条　この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。
（１）正会員　　本会の目的に賛同して入会した個人及び団体。
（２）賛助会員　本会の事業を賛助するため入会した個人及び団体。
（３）家族会員　本会の正会員または賛助会員の家族である個人で、本会の事業を賛助するために入会した個人。

（入会）
第7条　本会の正会員になろうとする者は別に定める入会申込書を理事会に提出するものとする。
2　理事長は前項の入会申込者が、第３条に定める本会の目的に賛同し、第５条に定める活動及び事業に協力できるものと認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に対しこれを通知するものとする。
3　本会の賛助会員または家族会員になろうとする者は、別に定める年会費を納入することによって会員となることができる。

（入会金及び会費）
第8条　会員は、毎年1回年会費を納入しなければならない。

2　入会金及び会費の額は、別に理事会で定めるものとする。

（退会）
第９条　会員で本会を退会するものは、別に定める退会届を理事長に提出し任意に退会することができる。
2　会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の決議を経て、退会したものとみなすことができる。
（１）死亡または失踪宣言を受けたとき
（２）法人または団体が解散したとき

（除名）
第10条　会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の決議を経て、これを除名することができる。
（１）法令、本会の定款または規則に違反したとき
（２）本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき
2　前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知すると共に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金の不返還）
第11条　本会は、会員が既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

（役員）
第12条　本会に次の役員を置く。
（１）理事　３人以上１２人以内
（２）監事　１人以上　２人以内
2　理事のうち１人を理事長、１人を副理事長とする。

（選任等）
第13条　理事及び監事は総会で選任する。
2　理事長及び副理事長は、理事の互選となる。
3　監事は、理事または本会の職員を兼ねることができない。
（任期等）
第14条　役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

（解任）
第15条　役員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席した正会員の過半数の決議を経て、当該役員を解任することができる。
(1)　心身の故障のために職務の執行に耐えないと認められるとき
(2)　職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

（報酬等）
第16条　役員の報酬に関しては、理事会で定めるものとする。
2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

（会議の種別）
第17条　本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（会議の構成）
第18条　総会は、社員をもって構成する。
2　理事会は、理事をもって構成する。
3　監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

（会議の機能）
第19条　理事会は、この定款に定めるものの他、次の事項を決議する。
(1)　事業計画及び収支予算の作成並びにその変更
(2)　事業報告及び収支決算の承認
(3)　その他本会の運営に関する必要な事項
2　総会は、特定非営利活動促進法及びこの定款に規定するものの他、理事会が総会に付すべき事項として議決したことを議決する。

（会議の開催）
第20条　通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2カ月以内に開催する。
2　臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に請求後2カ月以内に開催する。
(1)　理事会が必要と認め招集の請求があった場合
(2)　社員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
(3)　監事が必要と認めた場合
3　理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めた場合
(2)　理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
4　総会及び理事会は、第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

（定足数）
第21条　総会は、社員の現在数の2分の1以上が出席した場合に成立することとする。
2　理事会は、理事の現在数の2分の1以上が出席した場合に成立することとする。

（議決）
第22条　総会及び理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
2　議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

（書面による議決）
第23条　理事長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面またはファックスにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

（表決権）
第24条　総会における、各社員の表決権は一人一票とする。

（資産の構成）
第25条　本会の資産は次に掲げるものを持って構成する。
(1)　入会金及び会費
(2)　寄付金品
(3)　事業に伴う収入
(4)　資産から生じる収入
(5)　その他の収入

（資産の管理）
第26条　本会の資産は理事長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

（経費の支弁）
第27条　本会の経費は、資産を持って支弁する。

（事業年度）
第28条　本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業報告及び決算）
第29条　本会の事業報告書及び収支計算書は、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

（剰余金の処分）
第30条　本会の決算において剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（定款の変更）
第31条　この定款は、総会において出席した社員の過半数の議決を経、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（解散）
第32条　本会は、次に掲げる理由により解散する。
(1)　総会の決議
(2)　目的とする特定非営利活動の事業の成功の不能
(3)　社員の欠亡
(4)　合併
(5)　破産
(6)　所轄庁による認証の取り消し

（公告の方法）
第33条　本会の公告は、官報に掲載して行う。

附　則
1.　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2.　この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
3.　この法人の設立当初の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成13年3月31日までとする。
4.　この法人の設立当初の事業年度は、第29条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成12年3月31日までとする。
5.　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第30条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6.　この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第9条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1)　正会員　個人1口1万円。法人1口2万円
(2)　賛助会員　5千円
(3)　家族会員　3千円
(4)　入会金　0円

別表　設立当初の役員

| | |
|---|---|
| 理事長 | 柴崎　嘉寿隆 |
| 副理事長 | 安田　誠 |
| 理事 | 大野　克彦 |
| 監事 | 谷川　博英 |
| 監事 | 有馬　雄二 |

